

京都市客引き行為等の禁止等に関する条例違反者の氏名、店舗名等の公表について

京都市では、市民や観光旅行者等の皆様にとって安心・安全なまちづくりの推進等を目的として、平成27年4月から「京都市客引き行為等の禁止等に関する条例」（以下、「条例」という。）を施行し、悪質な客引き行為に対する指導等の各種対策を進めています。

この度、本市の度重なる指導及び勧告にもかかわらず、繰り返し「客引き行為等禁止区域（以下、「禁止区域」という。）」において客引き行為等を行い、又は行わせ、条例第11条の規定による命令に違反した者について、条例第18条の規定により、下記のとおり公表します。

また、条例第11条の規定による命令に違反した者は、条例第21条第1号の規定により、過料に処される対象となります。

記

1 株式会社^{ニスト}Nist（代表取締役 ^{そうだ}左右田 ^{いっぺい}一平）

(1) 主たる事務所の所在地

京都市中京区河原町通三条上る下丸屋町406番地 グリントランドビル4階

(2) 命令に違反することとなった行為に係る店舗等

「とりしげ」

京都市中京区北車屋町267-1 bal 北ビル1F

(3) 命令の内容

禁止区域において、客引き行為を行わせてはならないことを命令した。

(4) 公表の原因となる事実

上記の者は、令和4年4月16日に禁止区域において営業関係者に客引き行為を行わせたことについて、同年5月16日付けで条例第11条の規定により、上記(3)の内容の命令を受けたが、当該命令に従わず、同年8月26日午後8時55分頃、京都市中京区木屋町通車屋橋下る西側歩道上において、他の営業関係者に通行人に対する客引き行為を行わせたもの。

(5) 指導等の経過

上記の者は、令和3年12月22日に禁止区域において営業関係者に客引き行為を行わせたとして条例第10条第1項の規定による文書指導を受けた後、その後も同様の行為を他の営業関係者に行わせたため、令和4年2月26日に同条第2項の規定に

よる勧告を受けていた。

2 株式会社レイズ（代表取締役 ^{よしかわ} 吉川 ^{だいき} 大輝）

(1) 主たる事務所の所在地

京都市中京区蛸薬師通烏丸西入る橋弁慶町222番地 KIO

(2) 命令に違反することとなった行為に係る店舗等

「炭火どり」 ※公表日現在、店名変更

京都市下京区真苧屋町210番地 K-UP 七条ビル2階

(3) 命令の内容

禁止区域において、客引き行為を行わせてはならないことを命令した。

(4) 公表の原因となる事実

上記の者は、令和4年7月9日に禁止区域において営業関係者に客引き行為を行わせたことについて、同年7月21日付けで条例第11条の規定により、上記(3)の内容の命令を受けたが、当該命令に従わず、同年9月10日午後5時41分頃、京都市下京区塩小路通東洞院交差点西入る北側歩道上において、他の営業関係者に通行人に対する客引き行為を行わせたもの。

(5) 指導等の経過

上記の者は、令和4年4月12日に禁止区域において営業関係者に客引き行為を行わせたとして条例第10条第1項の規定による文書指導を受けた後、その後も同様の行為を他の営業関係者に行わせたため、同年5月28日に同条第2項の規定による勧告を受けていた。

3 ^{ふちがみ} 淵上 ^{りょう} 瞭

(1) 住所

滋賀県守山市水保町

(2) 命令に違反することとなった行為に係る店舗等

「大勝」

京都市中京区山崎町258-23 原正ビル1F

(3) 命令の内容

禁止区域において、客引き行為を行ってはならないことを命令した。

(4) 公表の原因となる事実

上記の者は、令和4年2月1日に禁止区域において客引き行為を行ったことについて、同年2月28日付けで条例第11条の規定により、上記(3)の内容の命令を受けたが、当該命令に従わず、同年10月4日午後8時24分頃、京都市中京区木屋町通車屋橋下る西側歩道上において、客引き行為を行ったもの。

(5) 指導等の経過

上記の者は、令和3年11月2日に禁止区域において客引き行為を行ったとして条例第10条第1項の規定による文書指導を受けた後、その後も同様の行為を行ったため、同年12月7日に同条第2項の規定による勧告を受けていた。

4 ^{さと}里井 ^{あらた}新汰

(1) 住所

京都市左京区川端通二条下る孫橋町

(2) 命令に違反することとなった行為に係る店舗等

「大勝」

京都市中京区山崎町258-23 原正ビル1F

(3) 命令の内容

禁止区域において、客引き行為を行わせてはならないことを命令した。

(4) 公表の原因となる事実

上記の者は、令和4年9月3日に禁止区域において客引き行為を行わせたことについて、同年9月29日付けで条例第11条の規定により、上記(3)の内容の命令を受けたが、当該命令に従わず、同年10月7日午後5時45分頃、京都市中京区木屋町通龍馬通南東角黄桜ビル前歩道上において、客引き行為を行わせたもの。

(5) 指導等の経過

上記の者は、令和4年7月29日に禁止区域において営業関係者に客引き行為を行わせたとして条例第10条第1項の規定による文書指導を受けた後、その後も同様の行為を他の営業関係者に行わせたため、同年8月18日に同条第2項の規定による勧告を受けていた。

5 ^{かんな}漢那 ^{ゆうご}優吾

(1) 住所

京都市上京区北小路室町

(2) 命令に違反することとなった行為に係る店舗等

「つばき」

京都市中京区鍋屋町215 SAKIZO木屋町215ビル4階

(3) 命令の内容

禁止区域において、客引き行為を行ってはならないことを命令した。

(4) 公表の原因となる事実

上記の者は、令和4年9月6日に禁止区域において客引き行為を行ったことについて、同年9月14日付けで条例第11条の規定により、上記(3)の内容の命令を受けたが、当該命令に従わず、同年10月27日午後5時23分頃、京都市中京区木屋町通

紙屋橋東側歩道上において、客引き行為を行ったもの。

(5) 指導等の経過

上記の者は、令和4年7月26日に禁止区域において客引き行為を行ったとして条例第10条第1項の規定による文書指導を受けた後、その後も同様の行為を行ったため、同年8月10日に同条第2項の規定による勧告を受けていた。

6 株式会社 インフェクション Infection (代表取締役 にしはら かつひろ 西原 甲浩)

(1) 主たる事務所の所在地

愛知県津島市唐臼町油田56番地

(2) 命令に違反することとなった行為に係る店舗等

「つばき」

京都市中京区鍋屋町215 SAKIZO木屋町215ビル4階

(3) 命令の内容

禁止区域において、客引き行為を行わせてはならないことを命令した。

(4) 公表の原因となる事実

上記の者は、令和4年8月10日に禁止区域において営業関係者に客引き行為を行わせたことについて、同年9月7日付けで条例第11条の規定により、上記(3)の内容の命令を受けたが、当該命令に従わず、同年10月27日午後5時23分頃、京都市中京区木屋町通紙屋橋東側歩道上において、他の営業関係者に通行人に対する客引き行為を行わせたもの。

(5) 指導等の経過

上記の者は、令和4年7月26日に禁止区域において営業関係者に客引き行為を行わせたとして条例第10条第1項の規定による文書指導を受けた後、その後も同様の行為を他の営業関係者に行わせたため、同年7月30日に同条第2項の規定による勧告を受けていた。

<参 考>

京都市では、平成27年4月に「京都市客引き行為等の禁止等に関する条例」を施行し、禁止区域に指定した区域において条例に違反して客引き行為等を行い、又は行わせた者に対して、条例に基づく指導等を行っております。

なお、令和2年4月1日からは、公表範囲の拡大や両罰規定の新設等、取組の強化を図った改正条例を施行し、悪質な客引き行為に対する指導等の各種対策を進めています。

(参考) 京都市客引き行為等の禁止等に関する条例 (抄)

(客引き行為等禁止区域における客引き行為等の禁止)

第9条 何人も、客引き行為等禁止区域において客引き行為等を行い、又は行わせてはならない。

(指導及び勧告)

第10条 市長は、客引き行為等禁止区域において客引き行為等を行い、又は行わせた者に対し、その行為をしてはならない旨を指導することができる。

2 市長は、前項の規定による指導を受けた者が客引き行為等禁止区域において当該指導に係る行為をしたときは、その者に対し、その行為をしてはならない旨を勧告することができる。

(命令)

第11条 市長は、前条第2項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、その者に対し、当該勧告に係る行為をしてはならない旨を命じることができる。

(公表等)

第18条 市長は、第11条の規定による命令を受けた者が当該命令を受けた日から別に定める期間を経過した日(第21条において「経過日」という。)以後に当該命令に違反したときは、次に掲げる事項を公表することができる。

(1) 命令を受けた者の氏名及び住所(法人にあっては、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)

(2) 次の店舗等の名称及び所在地

ア 命令に違反することとなった行為に係る店舗等

イ 命令並びに当該命令の原因となる指導及び勧告の対象となった行為に係る店舗等

(3) 命令の内容

(4) その他市長が必要と認める事項

(過料)

第21条 次の各号のいずれかに該当する者は、50,000円以下の過料に処する。

(1) 経過日以後に第11条の規定による命令に違反した者